

サーマル撮影・報告書作成サービス利用規約

(太陽光パネル・建築物・構造物向け)

本利用規約(以下「本規約」)は、株式会社三沢警備保障ドローン事業部(以下「甲」)が提供する、サーマルカメラおよび可視光カメラを搭載したドローンを用いた太陽光発電設備および建築物・構造物の撮影ならびに報告書作成サービス(以下「本サービス」)の利用条件を定めるものとし、本サービスを利用する法人または個人事業主(以下「乙」)との間に適用される。

第1条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、以下の対象物について、ドローンによる撮影および報告書の作成・提出を行うサービスである。
 - ・太陽光発電設備(太陽光パネル及び付属設備)
 - ・建築物および構造物(外壁、屋根、塔、煙突、橋梁、プラント設備 等)
2. 撮影には、サーマルカメラおよび可視光カメラを搭載したドローン、ならびに甲が適切と判断する撮影機材を使用する。
3. 本サービスは、撮影時点における状態を可視化・記録することを目的とするものであり、法定点検、精密診断、劣化判定、性能保証を行うものではない。
4. 撮影範囲、撮影条件、報告書の形式・記載内容等の詳細は、甲が事前に提示する見積書または個別合意により定める。

第2条(法令遵守および安全管理)

1. 甲は、航空法その他関係法令、ガイドラインおよび安全基準を遵守し、本サービ

スを実施する。

2. 天候、日射条件、風況、周囲環境、設備構造、安全確保等の理由により、甲が安全または適切な撮影ができないと判断した場合、撮影の全部または一部を中止、変更または延期することができる。
3. 撮影可否および撮影方法の最終判断は、すべて甲が行うものとする。

第3条(撮影条件および制限)

1. サーマル撮影は、日射量、外気温、稼働状況、素材、構造等の影響を受けるため、すべての異常や劣化を検出できることを保証するものではない。
2. 設備構造、外壁材、反射、影、汚れ、積雪、障害物等により、撮影結果に制限が生じる場合があることを、乙はあらかじめ承諾する。

第4条(料金)

1. 本サービスの料金は、甲が事前に見積書にて提示し、乙が同意した金額とする。
2. 現地条件の相違、撮影範囲の変更、追加要望等により、追加費用が発生する場合は、甲乙協議のうえ決定する。

第5条(報告書)

1. 甲は、撮影結果をもとに、サーマル画像、可視画像および所見を含む報告書を作成し、乙に提出する。
2. 報告書は、撮影時点における状況を示す参考資料であり、建築物・構造物・設備の健全性、安全性、耐久性等を保証するものではない。

第6条(免責)

1. 甲は、本サービスが法定点検、精密診断、補修設計等に代わるものではないことについて、一切の責任を負わない。
2. 本サービスの成果物を基にした乙の判断(修繕、運用、投資等)について、甲は一切責任を負わない。

第7条(著作権)

本サービスにより作成された成果物(画像、映像、報告書等)の著作権は、別途合意のない限り、甲に帰属する。

第8条(秘密保持)

甲および乙は、本サービスに関連して知り得た、設備情報、建築情報、所在地、撮影データその他の非公開情報を、第三者に開示してはならない。

第9条(準拠法および管轄)

本規約は日本法に準拠し、本サービスに関して生じた紛争については、甲の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とする。

付則

本規約は、2026年1月1日より施行する。